

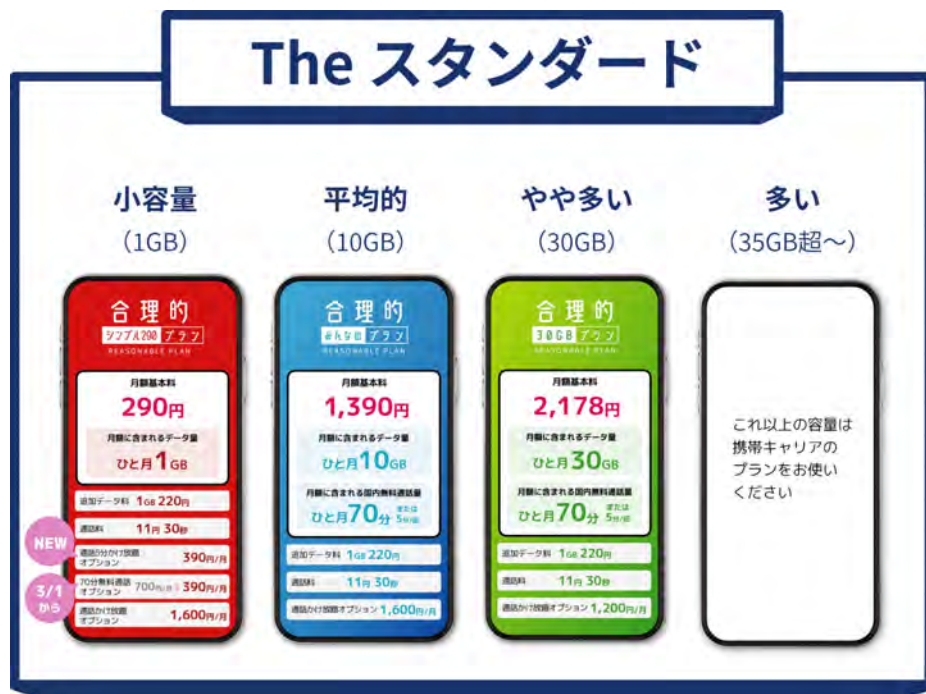
携帯電話サービスの利用環境における さらなる適正化に向けて

2024年5月15日

日本通信株式会社
代表取締役社長
福田 尚久

- 2010年7月30日、スマートフォン向けSIM製品を提供開始（データ通信および音声通話サービスに対応）。
- 携帯電話不正利用防止法における本人確認や、警察機関からの要請に基づく利用停止措置など、適正な利用環境を保つための取り組みを実施。

The スタンダード



携帯電話不正利用防止法に基づく対応

① サービス申込受付時の本人確認

- ✓ 契約締結時の本人確認義務等（法第四条）

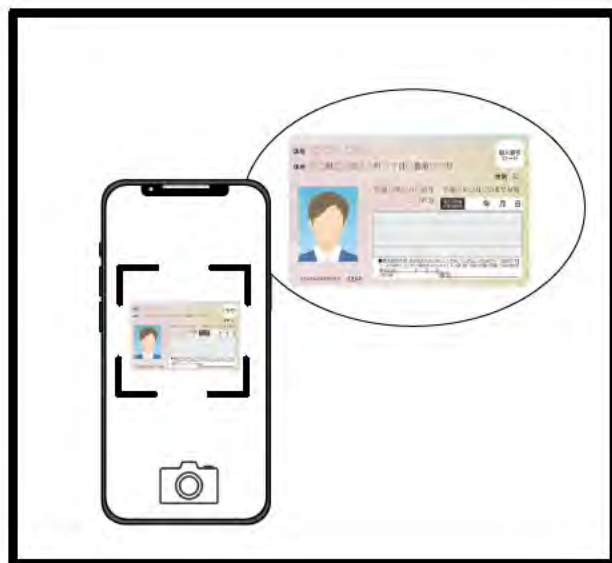
② 疑わしい回線の停止措置

- ✓ 契約者確認（法第九条）
- ✓ 携帯音声通信役務等の拒否（法第十一条）

など

2023年1月5日より、マイナンバーカードによる
公的個人認証を用いた本人確認の運用開始

マイナンバーカード表面の
券面情報を見る・画像を使う



マイナンバーカードの
ICチップ内に格納されている
券面情報を読み取る



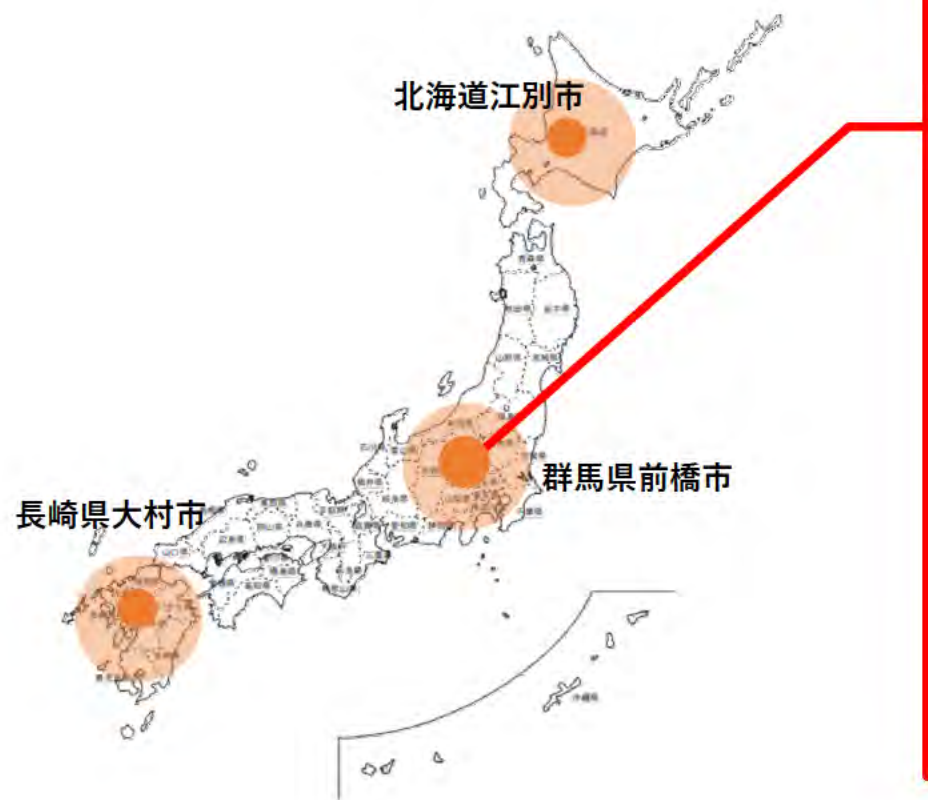
マイナンバーカードの
ICチップ内に格納されている
電子証明書とそれに紐づく秘密
鍵を用いて電子署名を行い、当
該電子署名の正当性を検証する



区分	画像アップロード	電子署名・電子証明書を用いる方法	
概要	運転免許証等の本人確認書類の画像をアップロードする従来の本人確認方法	マイナンバーカードによる公的個人認証を用いる本人確認方法	電子署名法上に基づく認定を取得した電子証明書を用いる本人確認方法
根拠規定 (携帯電話不正利用防止法施行規則)	第三条第1項第一号ハ	第三条第1項第一号チ※ (電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第三条第一項に規定する署名用電子証明書を受信する方法)	第三条第1項第一号チ (電子署名法第八条に規定する認定認証事業者が作成した電子証明書を受信する方法)
対応開始時期	2010年7月10日～	2023年1月5日～	開発中
本人確認方法 (利用者操作・事業者側対応など)	端末 (ブラウザ画面) 	日本通信アプリ 	めぶくID (次頁に参考情報記載) 
	- 利用者情報の入力 (氏名、住所、etc.) - 画像アップロード操作 - 事業者側本人確認 (入力情報不備有無、券面事項と入力情報との整合、偽造判断etc.)	- 券面事項の自動読取 ※1 画像情報含む ※2 氏名フリガナ、郵便番号、連絡先電話番号については利用者が入力 - 公的個人認証システムによる自動本人確認	- 電子証明書記載事項の自動読取 - 電子署名検証システムによる自動本人確認

※施行規則第一条第1項第五号にて、自然人に関しては、電子署名法の認定証明書またはマイナンバーカードに格納されている署名用電子証明書を用いる旨が規定されている。

- くらし全般のDXを支える統合IDである「めぶくID」の技術基盤を弊社が提供。



めぶくIDの特長

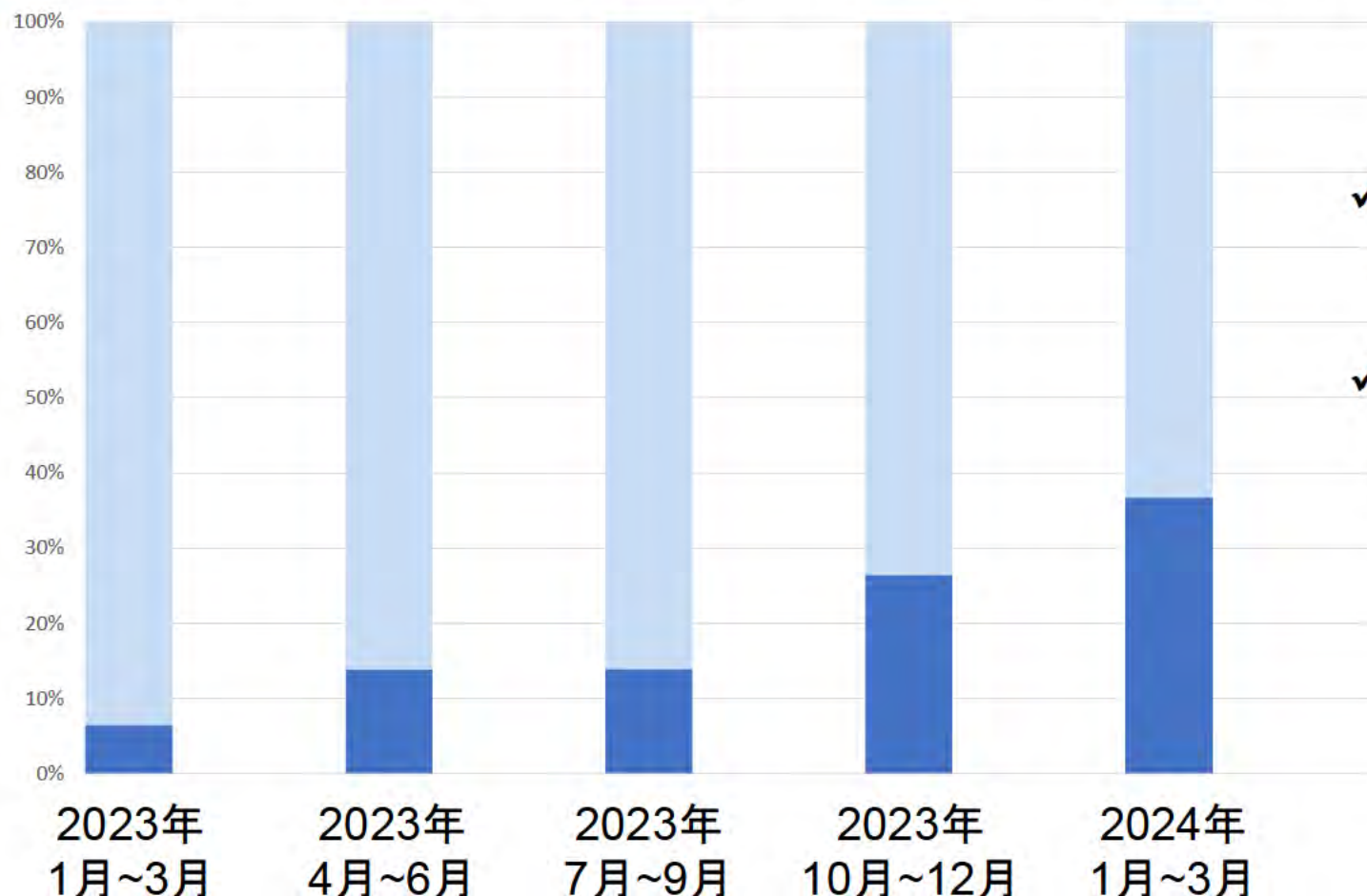


- ①マイナンバーカードをトラストアンカーとしたデジタルID
✓めぶくID発行時に公的個人認証を活用
- ②電子署名法の認定に基づくデジタルID
✓スマートフォンで発行されるデジタルIDで国内唯一、電子署名法の認定に対応済みのもの。
✓犯罪収益移転防止法、携帯電話不正利用防止法に基づく本人確認にも活用可能

- 公的個人認証による本人確認によりサービス申込を実施するお客様の数は増加傾向

■ 画像アップロードによる本人確認の申込

■ 公的個人認証（マイナンバーカード内の電子証明書受領および電子署名の検証）による本人確認の申込



✓ 約4割のお客様が公的個人認証を活用

✓ 公的個人認証の活用度合いは継続して増加傾向

1

スタート画面

2

サービス選択

3

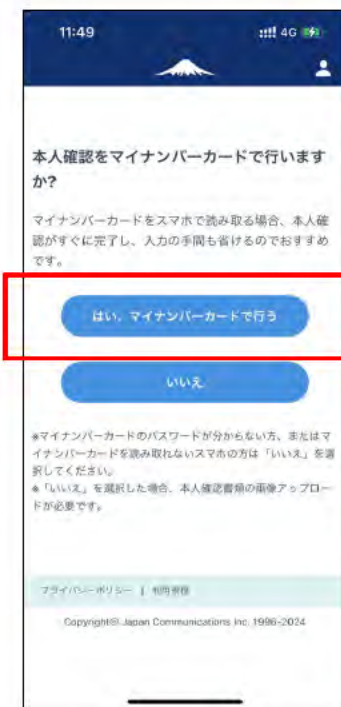
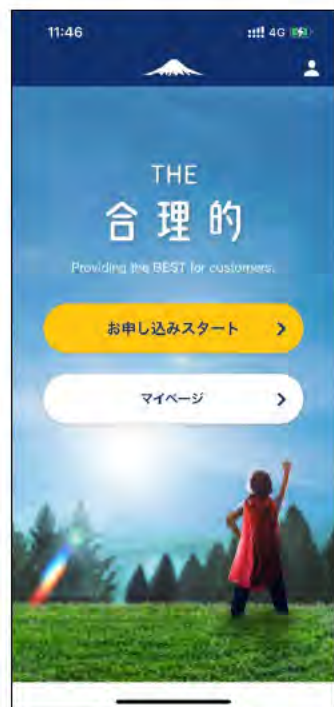
SIM形状選択

4

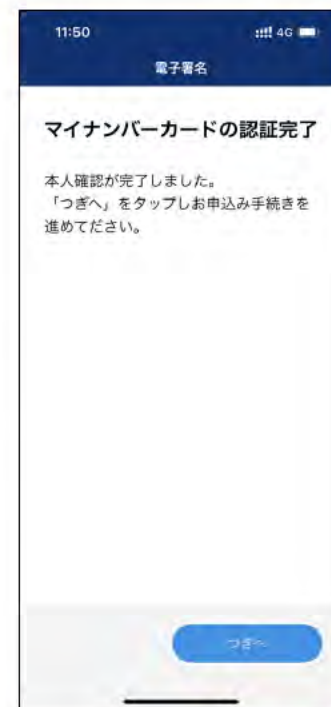
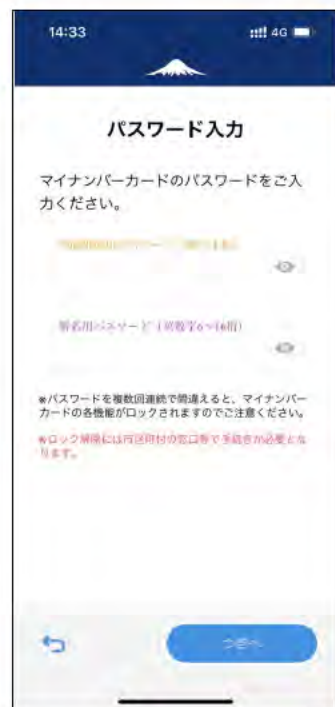
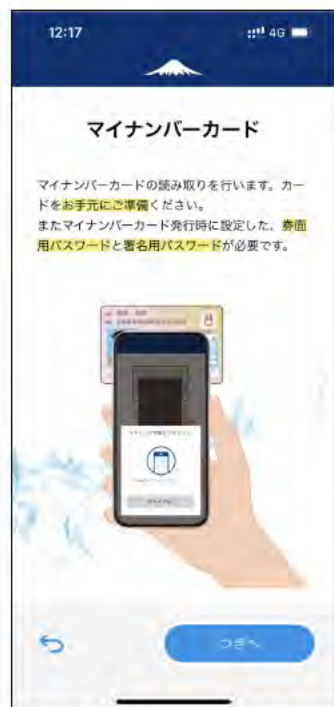
申込開始

5

本人確認方法選択



マイナンバーカードによる本人確認を選択



マイナンバーカードによる本人確認を選択した場合の画面遷移

11

利用者情報入力

以下情報は自動入力
(マイナンバーカード券面事項)

- 氏名
- 住所
- 生年月日
- 性別
- 顔写真

お客様ご自身で入力いただくのは以下3点のみ

- 氏名フリガナ
- 郵便番号
- 連絡先電話番号

12

決済情報入力

13

申込内容確認

登録内容を確認し、
「申し込む」ボタン押
下で申込完了

- 携帯電話不正利用防止法に基づき、警察機関からの照会があった場合、該当回線保有者に対する契約者確認を実施。本人確認の求めに応じないなど、疑わしい回線についてはサービス利用停止措置を実施。
- 申込数との比率でみると、警察機関からの照会については、画像アップロードで本人確認を行った回線が公的個人認証による本人確認を行った回線の**約16倍**となっている。

赤枠内構成員限り

本人確認は「デジタルKYC」に一本化すべき



マイナンバーカードに格納されている電子証明書もしくは
電子署名法の認定証明書のいずれかの電子証明書と、それに紐づく
秘密鍵を用いて電子署名を行い、当該電子署名の正当性を検証する
ことで本人確認を実施する方法

(本人確認書類を見るまたはその画像を使うだけ、もしくはICカード内の情報を読み取るだけでは不十分)

- 高い期待効果を持つ電子署名・電子証明書の活用について、法人の領域にも拡大していただきたい。

現行の本人確認方法に関する規定

本人確認の対象	自然人 (法第三条第1項第一号)	法人 (法第三条第1項第二号)	法人担当者 (法第三条第2項)
本人確認の方法	(施行規則第3条第1項) 一 自然人(法第三条第三項の規定により相手方とみなされる自然人を含む。) 次に掲げる方法のいずれか イ ロ (記載省略) ハ ・ ・ ト チ 電子署名が行われた情報の送信を受けて役務提供契約を締結する場合は、当該電子署名に係る電子証明書を、当該自然人から受信する方法	(施行規則第3条第1項) 二 法人 次に掲げる方法のいずれか イ ロ (記載省略) ハ ニ 電子署名が行われた情報の送信を受けて役務提供契約を締結する場合は、当該電子署名に係る電子証明書を、当該法人の代表者等から受信する方法	(施行規則第4条) 法第三条第二項の規定による代表者等の本人確認の方法は、次に掲げるいずれかの方法とする。 一 二 (記載省略) 三 四 五 六 七 ※「電子署名が行われた～」の規定は特に存在しない。

「法」：携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律
「施行規則」：同施行規則

適切な電子証明書・電子署名の活用

携帯電話サービスの 犯罪利用の抑止

- 電子署名・電子証明書情報の偽造は困難
- 高い本人性を担保するため、追跡も容易

利用者利便性の向上

- 申込操作の簡便化（情報自動登録、画像アップロード不要）
- 事業者側オペレーション工数削減による、サービス提供までの時間短縮化

高いコスト削減効果

- 携帯電話不正利用防止法に基づく業務に関する対応工数・対応時間の大幅な削減